

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

佐賀県人事委員会委員長 江崎 匡 慶

佐賀県人事委員会規則第7号

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則（平成14年佐賀県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	団体の名称	区分	団体の名称
略		略	
条例第2条第1項第4号に掲げる団体	<u>一般社団法人佐賀県観光連盟</u> 略 地方公共団体金融機構	条例第2条第1項第4号に掲げる団体	<u>一般社団法人佐賀県文化観光連盟</u> 略 地方公共団体金融機構 <u>地方税共同機構</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。